

教育委員会会議録

令和6年2月5日（月）

午前10時00分 開会

午前11時00分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

飯田靖教育長、岡田豊委員、度會秀子委員、野杵晃充委員、内田智子委員

3 出席した職員

判治忠明事務局長、伊藤尚巳次長兼管理部長、栗木晴久教育部長

坂川智教育改革監、高木健一総務課長、細井徹財務施設課長

長坂昌彦教職員課長、大谷健二福利課長、小野内茂喜あいちの学び推進課長

橋本具征高等学校教育課長、水谷政名義務教育課長

安楽孝幸特別支援教育課長、祖父江達夫保健体育課長

兒玉真由美 I C T 教育推進課長、上田真啓中高一貫教育室長

山脇正成総合教育センター所長、川田敦行総務課担当課長

井手史朗財務施設課担当課長、木全貴治あいちの学び推進課担当課長

古関利勝 I C T 教育推進課担当課長、塚田祐介総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

飯田教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項（1）公立学校教員の懲戒処分については、人事案件であるため、非公開にて報告を受けることとした。

（1）公立学校教員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

（2）損害賠償請求事件について

長坂教職員課長が、損害賠償請求事件について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

（内田委員）

時間外勤務及び出張の申請の手続き方法について、教えていただきたい。

（高木総務課長）

職員が事前に時間外勤務及び出張の理由を示して上司に申請をし、承認を

求めることになる。上司が申請を認めた場合、時間外勤務及び出張が可能となる。

(度會委員)

今回、原告の申請が決裁されなかった流れを教えてください。

(高木総務課長)

時間外勤務や出張申請の決裁をしなかったこと及び人事評価に関する上司の発言について、総務課にパワハラ相談という形で相談がされたため、総務課で調査を行った。調査状況において、上司が原告に対して時間外勤務や出張の際に従事したとする業務内容の説明を求めたが、原告から具体的な説明がされず、時間外勤務等の従事実績の確認ができない状況のため、決裁を行わなかったということが確認されている。

(野杵委員)

旅費10,000円についてであるが、上司から出張命令があったため出張に行ったのか。また、旅費が発生したということであれば領収書等の提出はあったのか。

(高木総務課長)

原告が主張している旅費10,000円については出張命令をしていない。

また、愛知県の仕組みとして出張命令がないと旅費請求はできないので、領収書等の提出もなかったものと思われる。

(岡田委員)

原告が上司との面談時に昨年度より業務量が多いと伝えたところ、「できなければC評価にする」と言われたとのことであるが、そのような発言があったのか。

(高木総務課長)

総務課で状況の確認をしたところ、この発言については、「所属として実際に期待する実績が確認できない場合は、評価すること自体が困難である」という趣旨の発言は確認できているが、原告の主張のように「できなければC評価にする」という発言ではなかった。

(3) 第3期愛知県特別支援教育推進計画について

安楽特別支援教育課長が、第3期愛知県特別支援教育推進計画について報告。飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

今回の推進計画を見ると、共生社会を想定した計画だと思う。現実として推進計画をもとに進められてきているとは思いますが、なかなかインクルーシブ教育が進んでいないと思う。進んでいない理由、推進計画によってインクルーシブ教育が進むのかという点について、教えてください。

(安楽特別支援教育課長)

インクルーシブ教育の課題について、各学校種で一生懸命取り組んでいる

が、それぞれの学校との連携、連続性ある多様な学びの場という観点が弱いと考えている。

そのため、児童生徒の実態の共有が必要だと考えている。推進計画では、一人の児童生徒の情報が幼稚園から高校や特別支援学校に円滑に引き継がれ、共有できるような仕組みをしっかりと作っていきたい。また、共同学習を最大限活用し、インクルーシブ教育の考えを浸透させていきたいと考えている。

(岡田委員)

現場を見ると、インクルーシブ教育の理念は分かるが、理念と現場のギャップが大きすぎる。そのギャップを埋める具体的な施策がないと、現場は理念だけでは動けないということを行政はしっかり理解する必要がある。

(野杵委員)

特別支援学級に含まれる児童生徒数が増加していくということであるが、児童生徒数が増えるということは、指導する教員も増えていくということになると思う。教員のなり手が減少していく中で、特別支援学級への教員の派遣と併せて、一般的な学級を指導する教員は不足している状態であるが、バランスの取り方等について、県教育委員会として何か考えはあるか。

(安楽特別支援教育課長)

特別支援学級は増加しており、上限が見えていない状態であるので、今後増えていくと考えられる。

教員採用は引き続き進めていくが、総合教育センターでの教員研修が充実しているので、学ぶ必要がある教員や学ぶ意欲がある教員に対してはしっかり研修を提供していくことが大事であると思う。

また、今後は特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが積極的に小中学校や高校を巡回相談していくことが大事であると考えている。

(野杵委員)

一人一人の支援を必要とされる児童生徒や家庭に対し、支援の手を差し伸べることは大事であると思うが、限られた予算、人員の中でバランスを取っていくことが大事であると思う。外部人材の登用や、業務の見直しを通して持続可能な形での教育現場の体制を検討していただきたいと思う。

6 請願

請願第23号 2024年度、教員の勤務は、正規の時間を守るための対応（指導助言による）等で、時間外勤務、「0時間」になることをもとめる請願。

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(度會委員)

各学校での時間外在校等時間の把握はどのように行っているのか。

(長坂教職員課長)

県立学校においては、県の出退勤管理システムによってタブレット端末のロ

グイン・ログオフの時刻が記録されるようになっており、教職員の時間外在校等時間は、同システムで自動計算される。

小中学校においては、サービスを管理監督する市町村が導入したシステムで管理しており、各市町村は、時間外在校等時間が月45時間を超えた教員の人数を年3回に分けて、各教育事務所を通じて教職員課へ報告している。

時間外在校等時間月45時間を超える教員数は徐々には減ってはいるが、良くなっているとも言えない状況である。県教育委員会では、「教員の勤務実態把握・分析事業」を実施しており、具体的な業務改善の取組をモデル的に行っているため、モデル校における取組の成果を広げていきたい。

また、今後はロードマップを作成し、具体的な時間外在校等時間の縮減の方策を示しながら働き方改革を進めていきたいと考えている。

(度會委員)

今後ロードマップを作成するということであるが、こういった内容のものになるのか。

(長坂教職員課長)

働き方改革をさらに推し進めるための取組の一つとして、県教育委員会として取り組む働き方改革の改善目標や具体的例を示すものである。

具体的な内容等は検討中であるが、国は令和6年度から3年間を、働き方改革の集中改革期間としているので、国の動きを注視しつつ、モデル校における業務改善の成果を取り入れ、令和6年夏頃の完成予定を目指している。また、県立学校、各市町村教育委員会や各市町村立学校にこのロードマップを示して県全体で業務改善へ取り組み、毎年度進捗状況を確認し、改善を進め、多忙化解消の実効性を高めていきたいと考えている。

(度會委員)

時間外在校等時間45時間超え教職員を極力減らすという気持ちで進めていくものになるのか。

(長坂教職員課長)

そのとおりである。月45時間、年間360時間が上限なので、これを超える教員数を0に近づけていきたい。

(内田委員)

「教員の勤務実態把握・分析事業」において、時間の把握以外に時間外在校等時間縮減に向けて行っている取組について教えていただきたい。

(長坂教職員課長)

県内の小中学校及び県立学校から20校をモデル校とし、具体的業務の改善取組を業者がサポートしながら進めている。どの程度改善されたのか成果をまとめ、各学校に広げていくという取組を行っている。

(内田委員)

どれぐらいの期間の成果をまとめているのか。

(長坂教職員課長)

基本的には1年間の委託事業なので、1年間の取組をまとめて最後報告書を出してもらうものである。

(野杵委員)

県教育委員会では月ごとの時間外在校等時間を集計しているとのことであるが、定点観測していくことで客観的な数値を把握でき、現場での時間外在校等時間縮減が可能になると思う。市町村によって、時間外在校等時間にばらつきがあり、時間外在校等時間の縮減等についても差があると思うが、成功事例等を導き出し、他の市町村へ共有や助言等を行うことが有効だと思うがどうか。

(長坂教職員課長)

成果を出している市町村については具体的にどのようなことをしているのかまとめ、他の市町村へも情報提供していきたいと考えている。

(岡田委員)

教員の長時間労働の弊害はこれまでも色々な場面で話題となっており、教員の離職者の増加や希望者の減少に繋がったり、教育の質の低下を招くことになるため、時間外在校等時間縮減は喫緊の課題である。

以前、学校視察で江南市立布袋小学校に伺った際、17時頃にはほとんどの教員が勤務を終えて帰宅し、家庭に仕事を持ち込むこともなく時間外在校等時間が月20時間に収まるという状態であった。なぜ可能なのかを聞いたところ、今学校ができるあらゆる手段を取ったということであった。

オンラインでの欠席連絡、学年通信のひな型化、職員会議の分散化、学校行事の精選、集金の外部委託、宿題を廃止して自主学習への移行等を行ったとのことであるが、こういった取組は布袋小学校に限らず、どこの学校でもできることであると思う。大きな違いは何かを考えると、校長先生のリーダーシップだと思う。保護者や地域の人に訴えていかに協力を得られるのか。どこの市町村、学校でもできることではあるが、なかなか広がらないという実態がある。

江南市立布袋小学校のような先進的な具体的方策を示し、信念を持って働き方改革に取り組むことが必要だと思う。

7 議案

第1号議案 愛知県立学校管理規則の一部改正について

上田中高一貫教育室長が、愛知県立学校管理規則の一部改正について請議。飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

8 協議題

飯田教育長が各委員に諮り、協議題(1)令和6年秋の叙勲候補者選考については、人事案件のため、協議題(2)令和5年度教育委員会所管2月補正予算(案)について、協議題(3)令和6年度教育委員会所管当初予算(案)について、協議題(4)愛知県職員定数条例の一部改正について、協議題(5)工事請負契約の変更について、協議題(6)愛知県立学校条例の一部改正について、協議題(7)愛知県スポーツ施

設及び社会教育施設条例の一部改正について、協議題（８）愛知県手数料条例の一部改正について、及び協議題（９）公立学校情報機器整備基金条例の制定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条に基づく事前協議であるため、非公開にて協議することとした。

- (1) 令和６年秋の叙勲候補者選考について
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。
- (2) 令和５年度教育委員会所管２月補正予算（案）について
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。
- (3) 令和６年度教育委員会所管当初予算（案）について
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。
- (4) 愛知県職員定数条例の一部改正について
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。
- (5) 工事請負契約の変更について
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。
- (6) 愛知県立学校条例の一部改正について
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。
- (7) 愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例の一部改正について
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。
- (8) 愛知県手数料条例の一部改正について
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。
- (9) 公立学校情報機器整備基金条例の制定について
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。

9 その他

なし

10 特記事項

- (1) 飯田教育長が今回の会議録署名人として岡田委員を指名した。
- (2) 請願第２３号「２０２４年度、教員の勤務は、正規の時間を守るための対応（指導助言による）等で、時間外勤務、「０時間」になることをもとめる請願。」につ

いて、請願者から口頭陳述したい旨の申し出があり、飯田教育長が前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。

(3) 傍聴人 1名